

令和8年度 サポートティーチャー派遣事業 サポートティーチャー募集要項

福島県教育委員会

- 1 募集職種 会計年度任用職員（サポートティーチャー）
- 2 事業の目的
サポートティーチャー派遣事業は、大学（院）生や退職教員等の有用な外部人材を、サポートティーチャーとして小・中学校（義務教育学校を含む。以下同じ。）や市町村教育委員会に配置し活用することにより、児童生徒の心のケアや学習のつまずきの解消、ひいては心の安定を図ることを目的とする事業です。
- 3 募集期間
令和8年3月4日（水）から令和8年4月10日（金）
- 4 応募資格
次の（1）～（3）のいずれかの要件を満たす者とします。
（1）大学生、大学院生、教職員経験者等
（2）18歳以上で、学校教育に対する見識と高い関心を有する者
（3）その他、市町村教育委員会教育長や学校長の推薦を受けた者
- 5 業務内容・勤務先
（1）サポートティーチャーⅠ（学習）【勤務先：小・中学校、市町村教育委員会が指定する学習センター等】
ア 放課後等や長期休業における学習支援や個別の相談活動
イ 不登校児童生徒等に対する個別の学習支援と相談活動
ウ 市町村教育委員会が主催する土曜学習会等における学習支援
（2）サポートティーチャーⅠ（読書）【勤務先：小・中学校】
ア 学校図書館の整備、読み聞かせ等、学校司書業務等の支援
（3）サポートティーチャーⅡ【勤務先：小学校】
ア 理科の授業における児童への支援
イ 観察、実験等の準備、後片付けの支援
ウ 観察、実験等に関わる校舎内外の環境整備
エ その他、経験等に応じて観察、実験等の計画立案や教材開発の支援
- 6 募集人員 ・サポートティーチャーⅠ（学習・読書を合わせて120名程度）
・サポートティーチャーⅡ（58名程度）
- 7 勤務期間 令和8年6月中旬～令和9年2月下旬
（配置される小・中学校や市町村教育委員会によって異なります。）
- 8 勤務条件
（1）サポートティーチャーⅠ（学習）は、1校又は1教育委員会につきそれぞれ1年間に**63時間**の勤務、サポートティーチャーⅠ（読書）は1校**63時間**の勤務を上限とします。（配置を希望する学校等が多い場合には、勤務時数を調整する場合がありますのであらかじめ御了承ください。）

サポートティーチャーⅡは、1校につき1年間に26日以内（1日3時間程度、年間計78時間以内）の勤務とします。

また、1人のサポートティーチャーが2校以上の支援をすることやサポートティーチャーⅠとⅡを兼ねることも可能です。

なお、サポートティーチャーと他職を兼務する場合は、サポートティーチャーの勤務時間数が制限されることがあります。

(2) 報酬は、1時間につき1,120円を支給します。

(3) 旅費（通勤手当相当）は、支給要件を満たす場合、福島県旅費条例により別途支給します。

9 応募方法

福島県教育庁義務教育課ウェブサイトから「サポートティーチャー志願書」をダウンロード (<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/70056a/sapot.html>) し、下記、応募書類送付先まで郵送してください。（募集期間内必着）

市販の履歴書を使用しても差し支えありません。

10 選考方法

提出書類及び4月下旬～5月上旬に県内5会場で実施する事業説明会（事前研修）・面接により選考します。事業説明会・面接の期日等は、義務教育課ウェブサイトにある「事業説明会（事前研修）及び面接について」を御覧ください。

11 選考結果の通知

令和8年6月上旬ごろに選考結果を通知します。

12 応募書類送付先

〒960-8688

福島市杉妻町2-16

福島県教育庁義務教育課 サポートティーチャー派遣事業事務局 宛

13 応募上の注意

(1) サポートティーチャー志願書を郵送する際は、封筒の左端に「サポートティーチャー志願書在中」と朱書してください。

(2) 身体に障がいがある等により面接等で配慮を必要とされる方は、事前に事務局へご相談ください。

14 問い合わせ先

福島県教育庁義務教育課 サポートティーチャー派遣事業事務局

電話 024-521-8462

平日 午前8時30分～午後4時30分（土・日曜日及び祝日は除く。）

※ 本事業は、令和8年度福島県当初予算が可決され文部科学省との契約締結を経てからの開始となります。